

## 台風時・地震発生時等における登下校及び授業について

代々木高等学校（令和3年5月1日版）

### I 気象警報等に関する情報への対応について

#### 1. 始業前に暴風警報、暴風雪警報、特別警報（大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報および大雪特別警報）および津波警報、避難準備情報、避難勧告、避難指示が発表されている場合

- (1) 始業前に、伊勢志摩地域（伊勢市、志摩市、鳥羽市、度会郡）もしくは居住地域に暴風警報、暴風雪警報、特別警報および津波警報が発表されている場合、生徒は登校せず、自宅待機とする。
- (2) ただし、警報が午前11時までに解除された場合は、解除後2時間の余裕を持って授業を開始する。
- (3) 午前11時においてもなお警報が解除されない場合は当日の授業、部活動等は全て中止する。

#### 注意

- (ア) 上記(2)において、巡航船やバスなどの運行が休止されたときや、道路・橋等の決壊や浸水等により登校に危険が予想されるときは登校を見合わせる。
- (イ) 暴風警報等については、公共のメディア等で各自最新の情報を得ること。

#### 2. 始業後に暴風警報、暴風雪警報、特別警報および津波警報、避難準備情報、避難勧告、避難指示が発表された場合

- (1) 原則として直ちに授業を中止し、速やかに生徒を帰宅させる。
- (2) ただし、台風の中心位置、進行方向、速度、発表等における気象状況、地域の道路、橋梁、浸水の状況、輸送機関の状況等から判断して、安全に帰宅することが困難な生徒には、学校に待機させ、保護者と密接な連絡を取ることとする。（状況に応じて学校が指示する）
- (3) 伊勢志摩地域と他の地域で差が認められた場合は、その都度校長が判断する。

#### 3. その他の気象警報等

高潮・波浪・大雨・洪水・大雪の注意報もしくは警報および津波注意報が発表された場合でも、道路、橋梁の決壊、浸水等により登下校に危険が予想される地域の生徒ならびに輸送機関のまひ等により登下校が困難な生徒については、上記に準じる。（生徒は学校に状況を報告すること）

#### 4. 安全確保の留意点

- (1) 登下校の際、危険個所に十分注意して安全を優先した行動を取ること。特に、地域の道路、橋梁、浸水状況、交通機関の状況を確認して行動すること。
- (2) 各自最新の気象・交通に関する情報を公共のメディア等で確認すること。
- (3) 部活動、課外授業等の教育活動もすべて同様に行動すること。  
（特別に許可することはないので、ただちに上記の行動を取ること）
- (4) 輸送機関のまひ等で駅などにおいて移動不能になった生徒は、保護者または学校に連絡・報告すること。

## Ⅱ 「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」の対応について

気象庁から「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」が発表された場合、生徒は通常どおり登校し、授業や部活動はそのまま継続することを原則とします。

ただし、気象庁からの情報内容によっては、登校を中止したり、授業や部活動を中止して帰宅させたりする場合があります。そのような場合には、「一斉送信メール」により通知します。

### ※【注意事項】

気象庁は、平成29年11月1日から「東海地震に関連する情報」の発表を行わないこととし、国において南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの当面の間、「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」を発表することとなりました。この「南海トラフ地震に関する情報（臨時）」は、以下の場合に発表されます。

- ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するか調査を開始した場合
- ・観測された現象を調べた結果、南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時と比べ相対的に高まったと評価された場合

## Ⅲ その他

- 1 上記ⅠおよびⅡの定めにかかわらず、学校長が適切な処置を講ずることがある。

参考 防災みえ. jp      <http://www.bousaimie.jp>

気象庁                      <http://jma.go.jp>